

# 7月21日（日曜日）

## 第23回 参議院議員通常選挙が行なわれます



### 選挙は私たち一人ひとりのために

平成19年7月29日の通常選挙で選ばれた議員の任期が満了することによる選挙が執行されます。

選挙への投票は、私たち国民が政治に参加できる最良の機会であり、権利でもあります。また、国民の総意を国政に反映させるための私たちの代表者を選ぶ非常に重要な意義を持っています。投票日には、皆さんの大切な一票を投じましょう。



### 投票日

【7月21日（日曜日）】

投票区	投票所	住所	投票時間
第1投票区（中央）	占冠村コミュニティプラザ 多目的ホール	占冠村字中央	午前7時～午後8時
第2投票区（占冠）	占冠地域交流館 住民室1	占冠村字占冠	午前7時～午後6時
第3投票区（双珠別）	双珠別住民センター 集会室	占冠村字双珠別	午前7時～午後6時
第4投票区（トナム）	トナムコミュニティセンター 多目的ホール	占冠村字上トナム	午前7時～午後6時

### 期日前投票

投票当日に仕事や旅行などの都合で投票所に行けないと見込まれる方は、期日前投票ができます。ただし、「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入してからの投票となります。

期間	場所	時間
7月5日（金曜日）～ 7月20日（土曜日）	占冠村総合センター 和室	午前8時30分～午後8時00分
	トナムコミュニティセンター 事務室	午前8時30分～午後5時30分

※期日前投票の際には、投票所入場券をお持ちください。

### 不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。また、指定病院等に入院等している方などは、その施設内で不在者投票ができます。

日数を要しますので早めに手続きをしてください。

期間
7月5日（金曜日）～7月20日（土曜日）

※投票をすることができる時間は、滞在している市区町村へご確認ください。

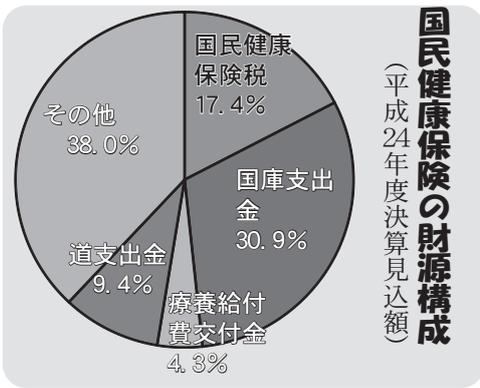
### 投票できる方

- 日本国籍を有する方
- 平成5年7月22日以前に生まれた方  
※選挙期日に20歳を迎える方は、選挙期日前には選挙権を有していないことになり、期日前投票ができませんが、特例により不在者投票を行うことができます。
- 平成25年4月3日までに占冠村に居住し、かつ同日までに転入届を出された方

■お問い合わせ 占冠村選挙管理委員会 電話56-2121

# 平成25年度 国民健康保険 税の概要をお 知らせします

5月23日、国民健康保険運営協議会が開催され、国民健康保険事業の平成24年度実績見込みを確認し、平成25年度の税率について協議しました。加入者数や所得額等から算定した保険税と、その年に予測される医療費から病院などで支払う一部負担金と国などからの補助金を除いた金額を比較したところ、「平成25年度の税率は前年と同様とする」ことを決定しました。



**【税率】**  
国民健康保険税は世帯主に課税され、医療分、後期高齢者支援分、介護分に分かれています。課税される対象は、所得や資産、加入人数で、次の表により計算します。

課税区分		医療分	後期高齢者支援分	介護分
所得割	所得金額-33万円(基礎控除)×税率	4.90%	1.80%	1.00%
資産割	固定資産税(土地・家屋)×税率	38.00%	14.00%	8.00%
均等割	加入者の人数×金額	16,000円	5,700円	5,200円
平等割	一世帯の金額	22,300円	7,900円	4,400円

※世帯単位で課税するため、世帯主が他の健康保険に加入していても、世帯主あてに納税通知書を送ります。その場合、世帯主の所得等は計算されません。  
※介護分は40歳から64歳までの加入者に対し計算されます。  
※75歳から後期高齢者医療保険に移行することになりますが、移行することによって国民健康保険が単身世帯となる場合は、平等割を5年間1/2、6年目から8年目までを1/4軽減します。

**【税の軽減】**  
世帯の所得合計額が次の表に示す額以下の場合、均等割と平等割の額からそれぞれ軽減割合を乗じた額を減額します。

世帯の所得合計額	軽減割合
330,000円	7割
330,000円 + (245,000円×世帯主を除いた加入者数)	5割
330,000円 + (350,000円×加入者数)	2割

※国保から後期高齢者医療に移行した者を含んで算定します。

税額を軽減する制度が設けられました。

対象者	平成24年3月31日以降に離職された方で、雇用保険受給資格者証の離職理由が特定受給資格者および特定理由離職者と認定された方
軽減される期間	離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで
軽減方法	軽減対象期間の税額算定において、該当者の前年の給与所得を100分の30とみなして所得割を算定します。

軽減を受けるためには申請が必要です。雇用保険受給資格者証と印鑑を持参のうえ、総務課税務担当で手続きをしてください。

ますので、お早めに税務担当へご連絡ください。  
国民健康保険税の納付がない場合、国民健康保険の給付の差し止めをしたり、いったん医療費を全額自己負担していたらという措置をとらせていただきます。

## 国民健康保険税は期日までに納めましょう

国民健康保険とは国民健康保険に加入する皆さんが全員でお金を出し合い、病いやケガをしてお医者さんにかかったときの医療費にあてる助け合いの制度です。

皆さんから納めていただく国民健康保険税は、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度を支える大切な財源です。

皆さんが安心して医療を受けられるよう、国民健康保険税は必ず納めましょう。

## 支払いが困難な方はご相談ください

国民健康保険税は3回に分けて納めてもらうよう通知していますが、支払いが困難な場合は、実情に応じた支払い方法の相談を受け付け

◆国民健康保険税に関するお問い合わせ

総務課税務担当  
電話 56・2125

◆各種届出や給付に関するお問い合わせ

保健福祉課国保医療担当  
電話 56・2122